

新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第1四半期)

自 2022年1月1日

至 2022年3月31日

株式会社 I N F O R I C H

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	21
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	21
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5) 大株主の状況	21
(6) 議決権の状況	22
2 役員の状況	22
第4 経理の状況	23
1 四半期連結財務諸表	24
(1) 四半期連結貸借対照表	24
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	26
四半期連結損益計算書	26
第1 四半期連結累計期間	26
四半期連結包括利益計算書	27
第1 四半期連結累計期間	27
2 その他	34
第二部 提出会社の保証会社等の情報	35

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年11月16日
【四半期会計期間】	第8期第1四半期（自2022年1月1日 至2022年3月31日）
【会社名】	株式会社 I N F O R I C H
【英訳名】	I N F O R I C H I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼執行役員CEO 秋山 広宣
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目31番15号
【電話番号】	03-4500-9219
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 橋本 祐樹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目31番15号
【電話番号】	03-4500-9221
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 橋本 祐樹

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期連結 累計期間	第7期
会計期間	自 2022年1月1日 至 2022年3月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月1日
売上高 (千円)	699,024	1,645,439
経常損失(△) (千円)	△ 397,614	△ 1,946,355
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失(△) (千円)	△ 398,568	△ 2,209,555
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△ 468,060	△ 2,299,053
純資産額 (千円)	3,216,138	3,675,449
総資産額 (千円)	5,280,079	5,693,832
1株当たり四半期(当期)純損失 (△) (円)	△ 222.60	△ 1,432.64
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	60.7	64.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
3. 当社は、第7期第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、第7期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 当社は、2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり四半期(当期)純損失(△)は、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、次のとおりです。

<ChargeSPOT事業>

2022年2月に、株式会社光通信及びINEST株式会社(株式会社光通信の子会社)との合弁会社「株式会社CHARGESPOT MARKETING」を設立し、当社は同社株式の65%を出資しております。これにより連結子会社としております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

また、当第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

(流動資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の残高は3,413,501千円（前連結会計年度末比622,290千円減）となりました。これは主に、現金及び預金が806,521千円減少、売上高増加等により未収入金が72,872千円増加したこと等によるものであります。

(固定資産)

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の残高は1,866,578千円（前連結会計年度末比208,537千円増）となりました。これは主に、リース資産が183,529千円増加したこと等によるものであります。

(流動負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債の残高は1,472,647千円（前連結会計年度末比35,987千円増）となりました。これは主に、リース債務が32,596千円増加したこと等によるものであります。

(固定負債)

当第1四半期連結会計期間末における固定負債の残高は591,292千円（前連結会計年度末比9,570千円増）となりました。これは主に、リース債務が14,770千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は3,216,138千円（前連結会計年度末比459,310千円減）となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失により398,568千円減少したこと等によるものであります。

(2) 経営成績の状況

当社はモバイルバッテリーシェアリングサービスのChargeSPOT事業の拡大に取り組むべく、積極的な投資を進めるとともに、パートナー企業との連携を強化してまいりました。設置したバッテリースタンド数が日本国内において、2022年3月末日時点で約30,000台になるなど、「どこでも借りられて、どこでも返せる。」の実現に向け着実に設置数を増加させております。

これらの結果、売上高は699,024千円、営業損失は500,595千円、経常損失は397,614千円、親会社株主に帰属する当期純損失は398,568千円となりました。

なお、当社グループはChargeSPOT事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、33,390千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、主として営業活動により得られた資金のほか、金融機関からの借入により必要とする資金を調達しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は以下のとおりです。

・ 合弁契約

当社は、2022年2月14日付で株式会社光通信及びINEST株式会社（株式会社光通信の子会社）との間で合弁契約を締結いたしました。

（1）合弁契約の目的

当社と光通信グループは、顧客の更なる課題解決を目指し、当社グループのモバイルバッテリーシェアリングサービス「ChargeSPOT」の付加価値を高めるサービス開発（以下「当該サービス」という）を共同で行い、INEST株式会社は当該サービスに対するコンサルティングや当該サービスも含めた ChargeSPOT のマーケティングとセールスにおける企画を行っていくことで、それぞれが持つ強みを活かし、日本のモバイルバッテリーシェアリングサービスにおいて圧倒的No. 1の地位を確立するとともに、顧客のニーズに即した快適なサービスを提供することでお客様の利便性向上を目的として合弁契約を締結するに至りました。

（2）合弁会社の概要

名称	株式会社CHARGESPOT MARKETING
所在地	東京都渋谷区神宮前6-31-15 A-6A
代表者	代表取締役社長 熊谷 友秀
資本金	2,500万円
事業内容	モバイルバッテリーシェアリングサービス事業
設立年月日	2022年2月28日
出資比率	株式会社INFORICH 65% 株式会社光通信 20% INEST株式会社 15%

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	478,000
A種優先株式	54,000
B種優先株式	24,000
C種優先株式	54,300
D種優先株式	129,800
計	585,000

- (注) 1. 計の欄には、定款で規定されている発行可能株式総数を記載しております。
2. 2022年9月1日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年9月17日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年9月17日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
3. 2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で当社普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を増加させ、分割後の発行可能株式総数は、6,577,080株増加し、7,162,080株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年11月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	162,536	1,790,520	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。 (注) 1, 2, 3
A種優先株式	21,300	—	非上場	(注) 1, 3, 4
B種優先株式	23,005	—	非上場	(注) 1, 3, 4
C種優先株式	52,927	—	非上場	(注) 1, 3, 4
D種優先株式	98,336	—	非上場	(注) 1, 3, 4
計	358,104	1,790,520	—	—

- (注) 1. 2022年9月1日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年9月17日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年9月17日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2022年9月28日開催の臨時株主総会において、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。
3. 2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で、当社普通株式1株につき5株の割合で株

式分割を行っております。分割後の発行済株式総数は、1,432,416株増加し、1,790,520株となっております。

4. 種類株式の内容は以下のとおりであります。

(A種優先株式の内容)

① 剰余金の配当

- (1) 当社は、事業年度の末日を基準日として剰余金の配当を行う場合、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録質権者」という。）に対して、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）及びB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録質権者」という。）と同順位で、かつ当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、1株当たりのA種優先配当の総額がA種払込金額に1.2を乗じた額（以下「A種優先配当総額」という。）に満つるまでの間、それぞれの事業年度ごとに、A種優先株式1株につき、A種優先配当総額から当該事業年度の直前の事業年度までの期間において行われたA種優先株式1株あたりのA種優先配当の合計額を控除した額（但し、剰余金の額からB種優先株式に行われるべき優先配当の総額を控除した額をA種優先株式の発行済株式数（「発行済株式数」とは、ある種類の株式について発行済の当該種類の株式の総数から当社が保有する当該種類の株式の数を除いた数をいう。以下同じ。）で除した額の方がA種優先株式1株につき、A種優先配当総額から当該事業年度の直前の事業年度までの期間において行われたA種優先株式1株あたりのA種優先配当の合計額を控除した額より小さい場合、剰余金を比例按分した額）の配当（以下「A種優先配当」という。）を行う。但し、すでに当該事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種登録質権者に対して配当を行っている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。
- (2) 前項に従い配当を行った後になお配当可能額がある場合において、同一の事業年度に普通株主又は普通登録質権者に対して配当を行うときは、B種優先株主及びB種登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき行う配当額にA種取得比率を乗じた額と同額の配当を行う。
- (3) 当社の剰余金の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当を行うために必要な総額に満たない場合は、株式数（優先株式である場合は、普通株式に転換した場合における普通株式の株式数）に応じた比例按分の方法により、剰余金の分配を行う。

② 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配を行う場合、A種優先株主又はA種登録質権者に対して、B種優先株主及びB種登録質権者と同順位で、かつ普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株あたり、次項第一号に定めるA種払込金額に1.2を乗じた額（以下「A種優先分配額」という。）を支払う。当社が残余財産を分配する時点でのA種優先分配額にA種優先株式の発行済株式数を乗じた金額及びB種優先分配額にB種優先株式の発行済株式数を乗じた金額の合計が残余財産の額を超える場合、株式数（取得請求権付株式又は取得条項付株式については、当該時点において、当社の普通株式に転換され、若しくはかかる権利又は証券に代えて当社の普通株式が取得されたものと仮定した場合の普通株式の株式数）に応じた比例按分の方法により、残余財産の分配を行う（なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。）。
- (2) A種払込金額は以下のとおりとする。
 - (一) A種払込金額は、当初、A種優先株式1株あたり払込金額（以下「A種払込金額」という。）と同額とする。
 - (二) 当社がA種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりA種払込金額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{A種払込金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{A種払込金額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{株式分割・併合・無償割当て前の} \\ \text{A種優先株式の発行済株式数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{株式分割・併合・無償割当て後の} \\ \text{A種優先株式の発行済株式数} \end{array}}$$

調整後のA種払込金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合

又は株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

(三) その他前号に類する事由が発生した場合は、A種払込金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(3) 第1項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、当社はA種優先株主又はA種登録質権者に対して、B種優先株主及びB種登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者と同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産にA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産の分配を行う。

③ 株主総会の議決権

(1) A種優先株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

(2) A種優先株主は、A種優先株主を構成員とする種類株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(3) 当社が以下の事項を決定又は承認する場合、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の承認を要する。

(一) 事業の廃止

(二) 解散の決議

(三) 合併、会社分割又は会社の種類変更、株式交換、株式移転又は事業譲渡若しくは事業譲受け、その他の企業買収取引(株式取得を含む。)

(四) 株式・新株予約権の発行(自己株式・自己新株予約権の処分を含む。)、割当、取得若しくは消却

(五) 1億円以上の社債の発行、借入、その他のファイナンス取引(但し、リース取引を除く)の実施

(六) 当社の関係者等(当社及びその子会社又は関連会社(いずれも会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条に定める定義による。))並びにそれぞれの取締役、役員、従業員、使用人及び代理人をいう。)との間における利益相反取引(実質的に当社の株主の利益を損なう取引をいい、当社の事業の遂行及び資本政策に必要であり、かつ、当社の株主の利益に資する当社の関係者等との取引は含まれない。)

④ 株式分割、株式併合等

(1) 当社は、株式分割又は株式併合を行う場合、A種優先株式につき、普通株式及びB種優先株式と同時に同一割合でこれを行う。

(2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一割合で与える。

(3) 当社は、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。)で、A種優先株主の権利及び利益に鑑みて実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

(4) 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(5) 当社は、新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。)で、A種優先株主の権利及び利益に鑑みて実質的に公平な新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により行う。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

(1) A種優先株主は、いつでも、法令に従い、次項に定める条件で、A種優先株式の全部又は一部を当社の普通株式に転換(ある種類の株式等(株式、新株予約権、新株予約権付社債その他株式の交付の請求若しくは取得が可能な証券又は権利をいう。以下同じ。))を当社が取得し、それと引換えに当社の別の種類の株式等を交付することをいう。以下同じ。)することを請求することができる。

(2) A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(一) 転換により交付すべき普通株式数

A種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式の株式数は以下の算式（以下「A種転換数算定式」といい、転換により交付すべき普通株式の数を転換請求にかかるA種優先株式の数で除した割合（疑義を回避するために付言すると、但書きによる切捨て前の割合とする）を、「A種取得比率」という。）により算定される。但し、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合、1株未満の端数は切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を当該A種優先株主に交付するものとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種払込金額} \times \text{転換請求にかかるA種優先株式の数}}{\text{A種転換価額}}$$

(二) A種転換数算定式におけるA種転換価額の調整

- (a) A種転換価額は、当初、A種払込金額と同額とする。
- (b) 当社が普通株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{A種転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{A種転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{株式分割・併合・無償割当て前の} \\ \text{A種優先株式の発行済株式数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{株式分割・併合・無償割当て後の} \\ \text{A種優先株式の発行済株式数} \end{array}}$$

調整後のA種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- (c) 当社において以下に掲げる事由が発生した場合、以下の通りA種転換価額を調整する。

- (i) 調整前のA種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。以下同じ。）する場合（但し、①株式無償割当ての場合、②発行済み（当社が保有するものを除く。）の取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき、又は一定の事由の発生を条件として、当社の普通株式に転換し、又は当社の普通株式を取得し得る地位を伴う権利又は証券の行使又は転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は、④会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、かかる株式の1株当たりの払込金額をもって調整後のA種転換価額とする。

本(i)の場合の調整後のA種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当ての場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株あたりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のA種転換価額を下回る場合、当該額をもって調整後のA種転換価額とする。

本(ii)の場合の調整後のA種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当ての場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 当社の普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式を目的とする新株予約権、又は普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式に転換し得る新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使又は転換に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額が調整前のA種転換価額を下回る場合（但し、当社が当社のインセンティブ報酬として当社又は当社の子会社の役員等に対して新株予約権を発行する場合を除く。）、当該額をもって調整後のA種転換価額とする。

本(iii)の場合の調整後のA種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てにかかる

基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式、又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(以下「割当株式」という。)1株あたりの価値(当社の取締役の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。)が調整前のA種転換価額を下回る場合、当該価値に相当する額をもって調整後のA種転換価額とする。

本(iv)の場合の調整後のA種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日の翌日以降これを適用する。

(d) 上記(b)及び(c)に掲げた事由のほか、以下に掲げる事由が発生した場合、当社はA種優先株主及びA種登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその事由、調整後のA種転換価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、A種転換価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、又は会社分割のためにA種転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 上記(i)のほか、当社の発行済普通株式数(但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式の発行によりA種転換価額の調整を行った場合において、当該株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式全ての転換が完了している場合を除く。

(iv) 行使により当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(三) A種転換価額の調整を行わない場合

前号の定めにかかわらず、A種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合には、A種転換価額の調整は行わない。

⑥ 普通株式を対価とする取得条項

- (1) 当社が当社普通株式の上場のため金融商品取引所(日本国外におけるものも含む。)に対して株式上場の申請を行う旨の機関決定を行った場合で、かつ、株式上場に関する引受幹事証券会社からA種優先株式を転換するべき旨の要請を受けた場合には、当社は取締役会の決定により定める日をもってA種優先株式の全てを当社の普通株式に転換することができるものとする。かかる転換により交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前条の定めを準用する。
- (2) 合計でA種優先株式の発行済株式数の過半数を保有するA種優先株式の株主が当社によるA種優先株式の全ての転換に同意した場合には、当社は取締役会の決定により定める日をもってA種優先株式の全てを当社の普通株式に転換することができるものとする。かかる転換によりA種優先株主に対して交付すべき普通株式の数その他の条件については、前条の定めを準用する。

⑦ 買収等の際のみなし清算

- (1) 以下の各号の取引が行われた場合、当社の各種類の株式の株主に対して、当該取引における対価の合計額(対価が金銭以外の財産である場合には、当該財産の公正価値として当社取締役会の決議により合理的に定められる額。)を残余財産の額とみなし、また、上記対価を取得する当社の各種類の株式の株主を当社の全株主とみなして、残余財産の分配の定めを適用した場合に、各種類の株式の株主が支払いを受けるべき残余財産分配額に相当する当該合併等の対価が割り当てられるようにするものとする。なお、「株式総数」とは、発行済み(当社が保有するものを除く。)の取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき、又は一定の事由の発生を条件として、当社の普通株式に転換し、又は当社の普通株式を取得し得る地位を伴う権利又は証券の全て(但し、当該権利又は証券の目的となる普通株式の数値が定まっていない権利又は証券を除く。)について、当該時点において、当該会社の普通株式に転換され、若しくはかかる権利又は証券に代えて当該会社の普通株式が取得されたものと仮定した場合の当社の普通株式の総数(当社が保有するものを除く。)をいう。

- (一) 当社の株式等の発行又は譲渡による買収（当該買収直前時点の当社の株主が当該買収直後の時点で合計で当社の全ての株主の株式総数合計の過半数を保有する場合を除く。）
- (二) 当社が消滅会社となる合併（当該合併の効力発生日直前時点の当社の株主がかかる効力発生日直後の時点で合計で当該合併の存続会社又はその親会社の全ての株主の株式総数合計の過半数を保有する場合を除く。）
- (三) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転（当該株式交換又は株式移転の効力発生日直前時点の当社の株主がかかる効力発生日直後の時点で合計で当該株式交換又は株式移転の完全親会社又はその親会社の全ての株主の株式総数合計の過半数を保有する場合を除く。）

⑧ 譲渡制限

- (1) 譲渡によるA種優先株式の取得については、当社株主総会の承認を要する。

(B種優先株式の内容)

① 剰余金の配当

- (1) 当社は、事業年度の末日を基準日として剰余金の配当を行う場合、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種登録質権者に対して、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主及びA種登録質権者と同順位で、かつ当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、1株当たりのB種優先配当の総額がB種払込金額に1.2を乗じた額（以下「B種優先配当総額」という。）に満つるまでの間、それぞれの事業年度ごとに、B種優先株式1株につき、B種優先配当総額から当該事業年度の直前の事業年度までの期間において行われたB種優先株式1株あたりのB種優先配当の合計額を控除した額（但し、剰余金の額からA種優先株式に行われるべき優先配当の総額を控除した額をB種優先株式の発行済株式数で除した額の方がB種優先株式1株につき、B種優先配当総額から当該事業年度の直前の事業年度までの期間において行われたB種優先株式1株あたりのB種優先配当の合計額を控除した額より小さい場合、剰余金を比例按分した額）の配当（以下「B種優先配当」という。）を行う。但し、すでに当該事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主又はB種登録質権者に対して配当を行っている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。
- (2) 前項に従い配当を行った後になお配当可能額がある場合において、同一の事業年度に普通株主又は普通登録質権者に対して配当を行うときは、A種優先株主及びA種登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき行う配当額にB種取得比率を乗じた額と同額の配当を行う。
- (3) 当社の剰余金の分配を行う額が、ある順位の剰余金の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、株式数（優先株式である場合は、普通株式に転換した場合における普通株式の株式数）に応じた比例按分の方法により、剰余金の分配を行う。

② 剰余財産の分配

- (1) 当社は、剰余財産の分配を行う場合、B種優先株主又はB種登録質権者に対して、A種優先株主及びA種登録質権者と同順位で、かつ普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株あたり、次項第一号に定めるB種払込金額に1.2を乗じた額（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。当社が剰余財産を分配する時点でのB種優先分配額にB種優先株式の発行済株式数を乗じた金額及びA種優先分配額にA種優先株式の発行済株式数を乗じた金額の合計が剰余財産の額を超える場合、株式数（取得請求権付株式又は取得条項付株式については、当該時点において、当社の普通株式に転換され、若しくはかかる権利又は証券に代えて当社の普通株式が取得されたものと仮定した場合の普通株式の株式数）に応じた比例按分の方法により、剰余財産の分配を行う（なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。）。
- (2) B種払込金額は以下のとおりとする。
 - (一) B種払込金額は、当初、B種優先株式1株あたり払込金額（以下「B種払込金額」という。）と同額とする。
 - (二) 当社がB種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりB種払込金額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{B種払込金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{B種払込金額} \end{array} \times \frac{\text{株式分割・併合・無償割当て前の} \\ \text{B種優先株式の発行済株式数}}{\phantom{\text{株式分割・併合・無償割当て前の}}} \end{array}$$

調整後のB種払込金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

(三) その他前号に類する事由が発生した場合は、B種払込金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(3) 第1項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、当社はB種優先株主又はB種登録質権者に対して、A種優先株主及びA種登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者と同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産にB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産の分配を行う。

③ 株主総会の議決権

(1) B種優先株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

(2) B種優先株主は、B種優先株主を構成員とする種類株主総会においてB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(3) 当社が以下の事項を決定又は承認する場合、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の承認を要する。

(一) 事業の廃止

(二) 解散の決議

(三) 合併、会社分割又は会社の種類変更、株式交換、株式移転又は事業譲渡若しくは事業譲受け、その他の企業買収取引（株式取得を含む。）

(四) 株式・新株予約権の発行（自己株式・自己新株予約権の処分を含む。）、割当、取得若しくは消却

(五) 1億円以上の社債の発行、借入、その他のファイナンス取引（但し、リース取引を除く）の実施

(六) 当社の関連者等（当社及びその子会社又は関連会社（いずれも会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条に定める定義による。）並びにそれぞれの取締役、役員、従業員、使用人及び代理人をいう。）との間における利益相反取引（実質的に当社の株主の利益を損なう取引をいい、当社の事業の遂行及び資本政策に必要であり、かつ、当社の株主の利益に資する当社の関連者等との取引は含まれない。）

④ 株式分割、株式併合等

(1) 当社は、株式分割又は株式併合を行う場合、B種優先株式につき、普通株式及びA種優先株式と同時に同一割合でこれを行う。

(2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一割合で与える。

(3) 当社は、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）で、B種優先株主の権利及び利益に鑑みて実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

(4) 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株主の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(5) 当社は、新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）で、B種優先株主の権利及び利益に鑑みて実質的に公平な新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により行う。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

(1) B種優先株主は、いつでも、法令に従い、次項に定める条件で、B種優先株式の全部又は一部を当社の

普通株式に転換（ある種類の株式等（株式、新株予約権、新株予約権付社債その他株式の交付の請求若しくは取得が可能な証券又は権利をいう。以下同じ。）を当社が取得し、それと引換えに当社の別の種類の株式等を交付することをいう。以下同じ。）することを請求することができる。

(2) B種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(一) 転換により交付すべき普通株式数

B種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式の株式数は以下の算式（以下「B種転換数算定式」といい、転換により交付すべき普通株式の数を転換請求にかかるB種優先株式の数で除した割合（疑義を回避するために付言すると、但書きによる切捨て前の割合とする）を、「B種取得比率」という。）により算定される。但し、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合、1株未満の端数は切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を当該B種優先株主に交付するものとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{B種払込金額} \times \text{転換請求にかかるB種優先株式の数}}{\text{B種転換価額}}$$

(二) B種転換数算定式におけるB種転換価額の調整

(a) B種転換価額は、当初、B種払込金額と同額とする。

(b) 当社が普通株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式分割・併合・無償割当て前のB種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割・併合・無償割当て後のB種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

(c) 当社において以下に掲げる事由が発生した場合、以下の通りB種転換価額を調整する。

(i) 調整前のB種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。以下同じ。）する場合（但し、①株式無償割当ての場合、②発行済み（当社が保有するものを除く。）の取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき、又は一定の事由の発生を条件として、当社の普通株式に転換し、又は当社の普通株式を取得し得る地位を伴う権利又は証券の行使又は転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は、④会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、かかる株式の1株当たりの払込金額をもって調整後のB種転換価額とする。

本(i)の場合の調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当ての場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株あたりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のB種転換価額を下回る場合、当該額をもって調整後のB種転換価額とする。

本(ii)の場合の調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当ての場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式を目的とする新株予約権、又は普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式に転換し得る新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使又は転換に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額が調

整前のB種転換価額を下回る場合（但し、当社が当社のインセンティブ報酬として当社又は当社の子会社の役職員等に対して新株予約権を発行する場合を除く。）、当該額をもって調整後のB種転換価額とする。

本（iii）の場合の調整後のB種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 割当株式1株あたりの価値（当社の取締役の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。）が調整前のB種転換価額を下回る場合、当該価値に相当する額をもって調整後のB種転換価額とする。

本（iv）の場合の調整後のB種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日の翌日以降これを適用する。

(d) 上記（b）及び（c）に掲げた事由のほか、以下に掲げる事由が発生した場合、当社はB種優先株主及びB種登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその事由、調整後のB種転換価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、B種転換価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、又は会社分割のためにB種転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 上記（i）のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式の発行によりB種転換価額の調整を行った場合において、当該株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式全ての転換が完了している場合を除く。

(iv) 行使により当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(三) B種転換価額の調整を行わない場合

前号の定めにかかわらず、B種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合には、B種転換価額の調整は行わない。

⑥ 普通株式を対価とする取得条項

(1) 当社が当社普通株式の上場のため金融商品取引所（日本国外におけるものも含む。）に対して株式上場の申請を行う旨の機関 決定を行った場合で、かつ、株式上場に関する引受幹事証券会社からB種優先株式を転換するべき旨の要請を受けた場合には、当社は取締役会の決定により定める日をもってB種優先株式の全てを当社の普通株式に転換することができるものとする。かかる転換により交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前条の定めを準用する。

⑦ 買収等の際のみなし清算

(1) 以下の各号の取引が行われた場合、当社の各種類の株式の株主に対して、当該取引における対価の合計額（対価が金銭以外の財産である場合には、当該財産の公正価額として当社取締役会の決議により合理的に定められる額。）を残余財産の額とみなし、また、上記対価を取得する当社の各種類の株式の株主を当社の全株主とみなして、残余財産の分配の定めを適用した場合に、各種類の株式の株主が支払いを受けるべき残余財産分配額に相当する当該合併等の対価が割り当てられるようにするものとする。

(一) 当社の株式等の発行又は譲渡による買収（当該買収直前時点の当社の株主が当該買収直後の時点で合計で当社の全ての株主の株式総数合計の過半数を保有する場合を除く。）

(二) 当社が消滅会社となる合併（当該合併の効力発生日直前時点の当社の株主がかかる効力発生日直後の時点で合計で当該合併の存続会社又はその親会社の全ての株主の株式総数合計の過半数を保有する場合を除く。）

(三) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転（当該株式交換又は株式移転の効力発生日直前時点の当社の株主がかかる効力発生日直後の時点で合計で当該株式交換又は株式移転の完全親会社又はその親会社の全ての株主の株式総数合計の過半数を保有する場合を除く。）

⑧ 譲渡制限

(1) 譲渡によるB種優先株式の取得については、当社株主総会の承認を要する。

(C種優先株式の内容)

① 剰余金の配当

- (1) 当社は、事業年度の末日を基準日として剰余金の配当を行う場合、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録質権者」という。）に対して、第2順位として（当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主及びA種登録質権者並びに当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主及びB種登録質権者を第1順位（それらの間では同順位）とする。）、かつ当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、1株当たりのC種優先配当の総額がC種払込金額に1.2を乗じた額（以下「C種優先配当総額」という。）に満つるまでの間、それぞれの事業年度ごとに、C種優先株式1株につき、C種優先配当総額から当該事業年度の直前の事業年度までの期間において行われたC種優先株式1株あたりのC種優先配当の合計額を控除した額（但し、剰余金の額からA種優先株式及びB種優先株式に行われるべき優先配当の総額を控除した額をC種優先株式の発行済株式数で除した額の方が、C種優先配当総額から当該事業年度の直前の事業年度までの期間において行われたC種優先株式1株あたりのC種優先配当の合計額を控除した額より小さい場合、本条第3項に基づき当該剰余金を比例按分した額）の配当（以下「C種優先配当」という。）を行う。但し、すでに当該事業年度に属する日を基準日としてC種優先株主又はC種登録質権者に対して配当を行っている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。
- (2) 前項に従い配当を行った後になお配当可能額がある場合において、同一の事業年度に普通株主又は普通登録質権者に対して配当を行うときは、A種優先株主及びA種登録質権者、B種優先株主及びB種登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者と同順位にて、C種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき行う配当額にC種取得比率を乗じた額と同額の配当を行う。
- (3) 当社の剰余金の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当を行うために必要な総額に満たない場合は、株式数（優先株式である場合は、普通株式に転換した場合における普通株式の株式数）に応じた比例按分の方法により、剰余金の分配を行い、次順位以降の剰余金の配当は行われぬものとする。

② 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配を行う場合、C種優先株主又はC種登録質権者に対して、第2順位として（A種優先株主及びA種登録質権者並びにB種優先株主及びB種登録質権者を第1順位（それらの間では同順位）として、かつ普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株あたり、次項第一号に定めるC種払込金額に1.2を乗じた額（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。当社が残余財産を分配する時点でのC種優先分配額にC種優先株式の発行済株式数を乗じた金額並びにA種優先分配額及びB種優先分配額にそれぞれA種優先株式及びB種優先株式の発行済株式数を乗じた金額の合計が残余財産の額を超える場合、A種優先株式及びB種優先株式の間においては、株式数（取得請求権付株式又は取得条項付株式については、当該時点において、当社の普通株式に転換され、若しくはかかる権利又は証券に代えて当社の普通株式が取得されたものと仮定した場合の普通株式の株式数）に応じた比例按分の方法により、C種優先株式に対しては、残余財産がA種優先分配額及びB種優先分配額にそれぞれA種優先株式及びB種優先株式の発行済株式数を乗じた金額の合計額を超える場合に限り、残余財産の分配を行う（なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。）。
- (2) C種払込金額は以下のとおりとする。
 - (一) C種払込金額は、当初、C種優先株式1株あたり払込金額（以下「C種払込金額」という。）と同額とする。
 - (二) 当社がC種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりC種払込金額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{C種払込金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{C種払込金額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{株式分割・併合・無償割当て前の} \\ \text{C種優先株式の発行済株式数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{株式分割・併合・無償割当て後の} \\ \text{C種優先株式の発行済株式数} \end{array}}$$

調整後のC種払込金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合

又は株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

(三) その他前号に類する事由が発生した場合は、C種払込金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(3) 第1項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、当社はC種優先株主又はC種登録質権者に対して、A種優先株主及びA種登録質権者、B種優先株主及びB種登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者と同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産にB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産の分配を行う。

③ 株主総会の議決権

(1) C種優先株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

(2) C種優先株主は、C種優先株主を構成員とする種類株主総会においてC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

④ 株式分割、株式併合等

(1) 当社は、株式分割又は株式併合を行う場合、C種優先株式につき、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式と同時に同一割合でこれを行う。

(2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

(3) 当社は、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。)で、C種優先株主の権利及び利益に鑑みて実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

(4) 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株主の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(5) 当社は、新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。)で、C種優先株主の権利及び利益に鑑みて実質的に公平な新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により行う。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

(1) C種優先株主は、いつでも、法令に従い、次項に定める条件で、C種優先株式の全部又は一部を当社の普通株式に転換することを請求することができる。

(2) C種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(一) C種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式の株式数は以下の算式(以下「C種転換数算定式」といい、転換により交付すべき普通株式の数を転換請求にかかるC種優先株式の数で除した割合(疑義を回避するために付言すると、但書きによる切捨て前の割合とする)を、「C種取得比率」という。)により算定される。但し、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合、1株未満の端数は切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を当該C種優先株主に交付するものとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{C種払込金額} \times \text{転換請求にかかるC種優先株式の数}}{\text{C種転換価額}}$$

(二) C種転換数算定式におけるC種転換価額の調整

(a) C種転換価額は、当初、C種払込金額と同額とする。

(b) 当社が普通株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨

五入する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{C種転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{C種転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{株式分割・併合・無償割当て前の} \\ \text{普通株式の発行済株式数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{株式分割・併合・無償割当て後の} \\ \text{普通株式の発行済株式数} \end{array}}$$

調整後のC種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- (c) 当社において以下に掲げる事由が発生した場合、以下の算式をもってC種転換価額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後のC種} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前のC} \\ \text{種転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{調整前の普通株式} \\ \text{の発行済株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規に交付され} \\ \text{る普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{の払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{調整前の普通株式の発行済株式数} + \text{新規に交付される} \\ \text{普通株式数} \end{array}}$$

- (i) 調整前のC種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。以下同じ。）する場合（但し、①株式無償割当ての場合、②新株予約権若しくは新株予約権付社債又は取得請求権付き若しくは取得条項付きの株式の行使又は転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は、④会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、調整後のC種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当ての場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株あたりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のC種転換価額を下回る場合、調整後のC種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当ての場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 当社の普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式を目的とする新株予約権、又は普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式に転換し得る新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使又は転換に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額が調整前のC種転換価額を下回る場合（但し、当社が当社のインセンティブ報酬として当社又は当社の子会社の役職員等に対して新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後のC種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 割当株式1株あたりの価値（当社の取締役の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。）が調整前のC種転換価額を下回る場合、調整後のC種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日の翌日以降これを適用する。
- (d) 上記 (b) 及び (c) に掲げた事由のほか、以下に掲げる事由が発生した場合、当社はC種優先株主及びC種登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその事由、調整後のC種転換価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、C種転換価額の調整を適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、又は会社分割のためにC種転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 上記 (i) のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってC種転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式の発行によりC種転換価額の調整を行った場合において、当該株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式全ての転換が完了している場合を除く。

(iv) 行使により当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(三) C種転換価額の調整を行わない場合

前号の定めにかかわらず、C種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合には、C種転換価額の調整は行わない。

⑥ 普通株式を対価とする取得条項

(1) 当社が当社普通株式の上場のため金融商品取引所（日本国外におけるものも含む。）に対して株式上場の申請を行う旨の機関決定を行った場合で、かつ、株式上場に関する引受幹事証券会社からC種優先株式を転換するべき旨の要請を受けた場合には、当社は取締役会の決定により定める日をもってC種優先株式の全てを当社の普通株式に転換することができるものとする。かかる転換により交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前条の定めを準用する。

⑦ 譲渡制限

(1) 譲渡によるC種優先株式の取得については、当社株主総会の承認を要する。

(D種優先株式の内容)

① 剰余金の配当

(1) 当社は、事業年度の末日を基準日として剰余金の配当を行う場合、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式の保有者（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種登録質権者」という。）に対して、第2順位として（当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主及びA種登録質権者並びに当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主及びB種登録質権者を第1順位（A種優先株主及びA種登録質権者並びにB種優先株主及びB種登録質権者の間では同順位）とし、C種優先株主及びC種登録質権者を第2順位（C種優先株主及びC種登録質権者並びにD種優先株主及びD種登録質権者の間では同順位）とする。）、かつ当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、1株当たりのD種優先配当の総額がD種払込金額に1.2を乗じた額（以下「D種優先配当総額」という。）に満つるまでの間、それぞれの事業年度ごとに、D種優先株式1株につき、D種優先配当総額から当該事業年度の直前の事業年度までの期間において行われたD種優先株式1株あたりのD種優先配当の合計額を控除した額（但し、剰余金の額からA種優先株式及びB種優先株式に行われるべき優先配当の総額を控除した額をC種優先株式の発行済株式数及びD種優先株式の発行済株式数で除した額の方が、D種優先配当総額から当該事業年度の直前の事業年度までの期間において行われたD種優先株式1株あたりのD種優先配当の合計額を控除した額より小さい場合、本条第3項に基づき当該剰余金を比例按分した額）の配当（以下「D種優先配当」という。）を行う。但し、すでに当該事業年度に属する日を基準日としてD種優先株主又はD種登録質権者に対して配当を行っている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。

(2) 前項に従い配当を行った後になお配当可能額がある場合において、同一の事業年度に普通株主又は普通登録質権者に対して配当を行うときは、A種優先株主及びA種登録質権者、B種優先株主及びB種登録質権者、C種優先株主及びC種登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者と同順位にて、D種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき行う配当額にD種取得比率を乗じた額と同額の配当を行う。

(3) 当社の剰余金の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当を行うために必要な総額に満たない場合は、株式数（優先株式である場合は、普通株式に転換した場合における普通株式の株式数）に応じた比例按分の方法により、剰余金の分配を行い、次順位以降の剰余金の配当は行われぬものとする。

② 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産の分配を行う場合、D種優先株主又はD種登録質権者に対して、A種優先株主及びA種登録質権者、B種優先株主及びB種登録質権者、C種優先株主及びC種登録質権者並びに普通株主又

は普通登録質権者に先立ち、D種優先株式1株あたり、次項第(1)号に定めるD種払込金額に1.2を乗じた額（以下「D種優先分配額」という。）を支払う。当社が残余財産を分配する時点でのA種優先分配額、B種優先分配額、C種優先分配額及びD種優先分配額にそれぞれA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の発行済株式数を乗じた金額の合計が残余財産の額を超える場合、D種優先株式には、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に先立ち、残余財産の分配を行う。残余財産がD種優先分配額にD種優先株式の発行済株式数を乗じた金額の合計額を超える場合に限り、A種優先株式及びB種優先株式の間においては、株式数（取得請求権付株式又は取得条項付株式については、当該時点において、当社の普通株式に転換され、若しくはかかる権利又は証券に代えて当社の普通株式が取得されたものと仮定した場合の普通株式の株式数）に応じた比例按分の方法により、C種優先株式及びD種優先株式の間においては、残余財産がD種優先分配額にD種優先株式の発行済株式数を乗じた金額並びにA種優先分配額及びB種優先分配額にそれぞれA種優先株式及びB種優先株式の発行済株式数を乗じた金額の合計額を超える場合に限り、株式数（取得請求権付株式又は取得条項付株式については、当該時点において、当社の普通株式に転換され、若しくはかかる権利又は証券に代えて当社の普通株式が取得されたものと仮定した場合の普通株式の株式数）に応じた比例按分の方法により、残余財産の分配を行う（なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。）。

(2) D種払込金額は以下のとおりとする。

- (一) D種払込金額は、当初、D種優先株式1株あたり払込金額（以下「D種払込金額」という。）と同額とする。
- (二) 当社がD種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりD種払込金額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後のD種払込金額} = \text{調整前のD種払込金額} \times \frac{\text{株式分割・併合・無償割当て前のD種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割・併合・無償割当て後のD種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のD種払込金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- (三) その他前号に類する事由が発生した場合は、D種払込金額は、取締役会の決定により適切に調整される。
- (3) 第1項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、当社はD種優先株主又はD種登録質権者に対して、A種優先株主及びA種登録質権者、B種優先株主及びB種登録質権者、C種優先株主及びC種登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者と同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産にD種取得比率を乗じた額と同額の残余財産の分配を行う。

③ 株主総会の議決権

- (1) D種優先株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。
- (2) D種優先株主は、D種優先株主を構成員とする種類株主総会においてD種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

④ 株式分割、株式併合等

- (1) 当社は、株式分割又は株式併合を行う場合、D種優先株式につき、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式と同時に同一割合でこれを行う。
- (2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (3) 当社は、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利

を、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）で、D種優先株主の権利及び利益に鑑みて実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

- (4) 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
- (5) 当社は、新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）で、D種優先株主の権利及び利益に鑑みて実質的に公平な新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により行う。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

- (1) D種優先株主は、いつでも、法令に従い、次項に定める条件で、D種優先株式の全部又は一部を当社の普通株式に転換することを請求することができる。
- (2) D種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(一) 転換により交付すべき普通株式数

D種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式の株式数は以下の算式（以下「D種転換数算定式」といい、転換により交付すべき普通株式の数を転換請求にかかるD種優先株式の数で除した割合（疑義を回避するために付言すると、但書きによる切捨て前の割合とする）を、「D種取得比率」という。）により算定される。但し、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合、1株未満の端数は切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を当該D種優先株主に交付するものとする。

$$\frac{\text{転換により交付すべき普通株式の数}}{\text{普通株式の数}} = \frac{\text{D種払込金額} \times \text{転換請求にかかるD種優先株式の数}}{\text{D種転換価額}}$$

(二) D種転換数算定式におけるD種転換価額の調整

- (a) D種転換価額は、当初、D種払込金額と同額とする。
- (b) 当社が普通株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりD種転換価額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式分割・併合・無償割当て前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割・併合・無償割当て後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- (c) 当社において以下に掲げる事由が発生した場合、以下の算式をもってD種転換価額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{調整前の普通株式の発行済株式数} + \frac{\text{新規に交付される普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{D種払込金額}}}{\text{調整前の普通株式の発行済株式数} + \text{新規に交付される普通株式数}}$$

- (i) 調整前のD種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行する場合（但し、①株式無償割当ての場合、②新株予約権若しくは新株予約権付社債又は取得請求権付き若しくは取得条項付きの株式の行使又は転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は、④会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、調整後のD種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。
 - (ii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当ての場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株あたりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のD種転換価額を下回る場合、調整後のD種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当ての場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。
 - (iii) 当社の普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式を目的とする新株予約権、又は普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式に転換し得る新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使又は転換に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額が調整前のD種転換価額を下回る場合（但し、当社が当社のインセンティブ報酬として当社又は当社の子会社の役員等に対して新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後のD種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。
 - (iv) 割当株式1株あたりの価値（当社の取締役の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。）が調整前のD種転換価額を下回る場合、調整後のD種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日の翌日以降これを適用する。
 - (d) 上記 (b) 及び (c) に掲げた事由のほか、以下に掲げる事由が発生した場合、当社はD種優先株主及びD種登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその事由、調整後のD種転換価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、D種転換価額の調整を適切に行うものとする。
 - (i) 合併、株式交換、株式移転、又は会社分割のためにD種転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 上記 (i) のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってD種転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 当社の普通株式に転換し得る株式の発行によりD種転換価額の調整を行った場合において、当該株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式全ての転換が完了している場合を除く。
 - (iv) 行使により当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (三) D種転換価額の調整を行わない場合
- 前号の定めにかかわらず、D種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合には、D種転換価額の調整は行わない。

⑥ 普通株式を対価とする取得条項

- (1) 当社が当社普通株式の上場のため金融商品取引所（日本国外におけるものも含む。）に対して株式上場の申請を行う旨の機関決定を行った場合で、かつ、株式上場に関する引受幹事証券会社からD種優先株式を転換するべき旨の要請を受けた場合には、当社は取締役会の決定により定める日をもってD種優先株式の全てを当社の普通株式に転換することができるものとする。かかる転換により交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前条の定めを準用する。

⑦ 譲渡制限

- (1) 譲渡によるD種優先株式の取得については、当社株主総会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2022年1月1日～ 2022年3月31日	—	普通株式 162,536 A種優先株式 21,300 B種優先株式 23,005 C種優先株式 52,927 D種優先株式 98,336	—	100,000	—	3,931,813

- (注) 1. 2022年9月1日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年9月17日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年9月17日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で、当社普通株式1株につき5株の割合で株式分割しております。分割後の発行済株式総数は、1,432,416株増加し、1,790,520株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	A種優先株式 21,300 B種優先株式 23,005 C種優先株式 52,927 D種優先株式 98,336	A種優先株式 21,300 B種優先株式 23,005 C種優先株式 52,927 D種優先株式 98,336	「1 (1) ②発行済株式」の内容欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 162,536	162,536	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	358,104	—	—
総株主の議決権	—	358,104	—

- (注) 1. 2022年9月1日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年9月17日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年9月17日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2022年9月28日開催の臨時株主総会において、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。
3. 2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で、当社普通株式1株につき5株の割合で株式分割をしております。分割後の発行済株式総数は、1,432,416株増加し、1,790,520株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役執行役員COO	高橋 朋伯	2022年3月31日
取締役執行役員CSO	梶 桃郎	2022年3月31日
取締役	謝 建松	2022年3月31日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性7名 女性1名 (役員のうち女性比率 12.5%)

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,293,782	2,487,261
売掛金	31,868	29,397
貯蔵品	29,986	41,672
未収入金	265,952	338,824
その他	454,481	583,805
貸倒引当金	△40,280	△67,460
流動資産合計	4,035,791	3,413,501
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	979,986	993,766
リース資産	553,151	736,681
建設仮勘定	489,606	581,538
その他	39,714	39,841
減価償却累計額	△428,445	△518,304
有形固定資産合計	1,634,014	1,833,523
無形固定資産	1,089	1,124
投資その他の資産	※1 22,937	31,930
固定資産合計	1,658,041	1,866,578
資産合計	5,693,832	5,280,079

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	15,600	15,600
リース債務	424,457	457,054
未払法人税等	4,968	1,785
前受金	316,180	—
契約負債	—	357,724
引当金	62,735	42,164
その他	412,718	398,318
流動負債合計	1,436,660	1,472,647
固定負債		
長期借入金	68,100	62,900
リース債務	513,621	528,392
固定負債合計	581,721	591,292
負債合計	2,018,382	2,063,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	5,888,781	5,888,781
利益剰余金	△2,266,401	△2,664,970
株主資本合計	3,722,379	3,323,810
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△50,406	△119,223
その他の包括利益累計額合計	△50,406	△119,223
新株予約権	3,477	3,477
非支配株主持分	—	8,074
純資産合計	3,675,449	3,216,138
負債純資産合計	5,693,832	5,280,079

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
売上高	699,024
売上原価	270,066
売上総利益	428,957
販売費及び一般管理費	929,553
営業損失(△)	△500,595
営業外収益	
受取利息	567
為替差益	116,258
その他	1,876
営業外収益合計	118,702
営業外費用	
支払利息	12,240
貸倒損失	3,465
その他	15
営業外費用合計	15,720
経常損失(△)	△397,614
税金等調整前四半期純損失(△)	△397,614
法人税、住民税及び事業税	1,792
法人税等調整額	△163
法人税等合計	1,629
四半期純損失(△)	△399,243
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△675
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△398,568

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
四半期純損失(△)	△399,243
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△68,816
その他の包括利益合計	△68,816
四半期包括利益	△468,060
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△467,385
非支配株主に係る四半期包括利益	△675

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間において、株式会社CHARGESPOT MARKETINGを新たに設立し、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「売上値引引当金」は、当第1四半期連結会計期間より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(追加情報)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる四半期連結財務諸表への影響はありません。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りの仮定につきましては、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した注記事項(重要な会計上の見積り)に記載した内容から重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年3月31日)
投資その他の資産	213,054千円	一千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
減価償却費	87,565千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）

当社グループはChargeSPOT事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	ChargeSPOT事業
サービス別	
モバイルバッテリーシェアリングサービス	635,142
その他	63,881
顧客との契約から生じる収益	699,024
その他の収益	—
外部顧客への売上高	699,024
地域別	
日本	555,537
中国（香港含む）	99,936
その他	43,551
顧客との契約から生じる収益	699,024
その他の収益	—
外部顧客への売上高	699,024

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△222円60銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△398,568
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△398,568
普通株式の期中平均株式数(株)	1,790,520
(うち普通株式数(株))	(812,680)
(うちA種優先株式数(株))	(106,500)
(うちB種優先株式数(株))	(115,025)
(うちC種優先株式数(株))	(264,635)
(うちD種優先株式数(株))	(491,680)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2022年9月30日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2022年9月1日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議いたしました。2022年9月17日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年9月17日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	21,300株
B種優先株式	23,005株
C種優先株式	52,927株
D種優先株式	98,336株

(2) 交換により交付した普通株式数 195,568株

(3) 交換後の発行済普通株式数 358,104株

(株式分割、単元株制度の採用及び発行可能株式総数の引き上げ)

当社は、2022年9月1日開催の取締役会決議に基づき、2022年9月30日付で株式分割を行っております。当該株式分割に伴い、2022年9月28日開催の臨時株主総会決議に基づいて定款の一部を変更し、2022年9月30日付で発行可能株式総数の引き上げ及び単元株制度を採用しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年9月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	358,104株
今回の分割により増加した株式数	1,432,416株
株式分割後の発行済株式総数	1,790,520株
株式分割後の発行可能株式総数	7,162,080株

(3) 分割の日程

基準日	2022年9月29日
効力発生日	2022年9月30日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 発行可能株式総数の増加

発行可能株式総数を、585,000株から7,162,080株へ引き上げました。

(多額な資金の借入)

1. 当社は、2022年8月12日開催の取締役会の決議に基づき、下記のとおり株式会社三井住友銀行と特殊当座借越契約を締結いたしました。
 - (1) 契約形態：特殊当座借越
 - (2) 借入先：株式会社三井住友銀行
 - (3) 契約締結日：2022年8月24日
 - (4) 契約極度額：500,000千円
 - (5) 借入利率：1.475%
 - (6) 契約期限：2023年5月31日
 - (7) 資金用途：事業用資産の取得資金
 - (8) 担保の有無：無担保・無保証

2. 当社は、2022年9月8日開催の取締役会の決議に基づき、下記のとおり株式会社りそな銀行と手形貸付契約を締結いたしました。
 - (1) 契約形態：手形貸付
 - (2) 借入先：株式会社りそな銀行
 - (3) 契約締結日：2022年9月16日
 - (4) 借入額：200,000千円
 - (5) 借入利率：1.475%
 - (6) 借入実行日：2022年9月16日
 - (7) 契約期限：2023年2月28日
 - (8) 資金用途：運転資金
 - (9) 担保の有無：無担保・無保証

(新株予約権の発行)

当社は、2022年10月13日開催の取締役会において、当社取締役等に対し、新株予約権（第12回新株予約権、第13回新株予約権及び第14回新株予約権）を発行することを決議いたしました。

1. 新株予約権を発行する理由
中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大に対する意欲や士気を高めること等を目的としております。
2. 新株予約権の発行要領

(1) 第12回新株予約権

①新株予約権の割当日	2022年10月31日
②新株予約権の割当ての対象者の区分及び人数	当社取締役 1 当社執行役員 3 当社子会社の従業員 18
③新株予約権の発行数	58,500個
④新株予約権の払込金額	25円
⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式58,500株（新株予約権1個につき1株）
⑥新株予約権の行使時の払込金額	7,000円
⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本及び資本準備金の額	新株予約権の行使により株式を発行する場合において、増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
⑧新株予約権の行使期間	2024年4月1日から2034年10月30日まで
⑨譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(2) 第13回新株予約権

①新株予約権の割当日	2022年10月31日
②新株予約権の割当ての対象者の区分及び人数	社外協力者 9
③新株予約権の発行数	7,565個
④新株予約権の払込金額	25円
⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式7,565株（新株予約権1個につき1株）
⑥新株予約権の行使時の払込金額	7,000円
⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本及び資本準備金の額	新株予約権の行使により株式を発行する場合において、増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
⑧新株予約権の行使期間	2024年4月1日から2034年10月30日まで
⑨譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(3) 第14回新株予約権

①新株予約権の割当日	2022年10月31日
②新株予約権の割当ての対象者の区分及び人数	受託者 コタエル信託株式会社（注）
③新株予約権の発行数	61,670個
④新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、職務執行の対価として公正に付与される新株予約権であり、有利な条件による発行には該当しない。
⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式61,670株（新株予約権1個につき1株）
⑥新株予約権の行使時の払込金額	7,000円
⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本及び資本準備金の額	新株予約権の行使により株式を発行する場合において、増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
⑧新株予約権の行使期間	2024年4月1日から2034年10月30日まで
⑨譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（注）本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、当社グループの役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

(固定資産補償益の計上)

当社が外部工場へ生産委託を行っているモバイルバッテリーのうち、過去に一定の製造ロットにて製造されたモバイルバッテリーに不具合が発生したことから、2022年10月に委託先の外部工場より新品モバイルバッテリーの無償供給を受けております。

これに伴い、2022年12月期の連結財務諸表において、工具、器具及び備品として56,781千円を有形固定資産に計上し、固定資産補償益として同額を特別利益に計上する予定であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月9日

株式会社 I N F O R I C H

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

藤原 遼

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

藤原 由佳

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 I N F O R I C H の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 I N F O R I C H 及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上